

令和6年度「若者目線によるまちづくり情報の発信事業」業務

令和6年度「若者目線によるまちづくり情報の発信事業」業務委託プロポーザル実施要領9(4)に基づき、本業務への質問に限り回答を掲載いたします。

No.	項目	質問内容	回答内容
1	【実施要領】 P1「2事業の目的」 【仕様書】 P1「2事業の目的」	事業目的に記載されている「まちづくり活動への距離感を縮める」はなにを以て縮められたかの指標とするのか。イベントへの参加、アンケートへの協力などを用いてこちらで指標を定めるのか、事業内で決められた定義がある場合はご提示いただきたいです。	・「まちづくり活動への距離感を縮める」について、事業内で定めている指標等はなく、指標を定めることは必須ではありませんが、必要に応じてご提案いただくことを妨げません。
2	【実施要領】 P2「8契約条件」 【仕様書】 P3「6業務委託料の支払い」	経費計上の際、投稿のためのデザイン制作、テキスト制作、撮影について団体内で完結する場合は「人件費」としてまとめて計上しても良いのか。また、記事制作の性質上外注が必要な場合、外注先の選定に制約はあるか。	・「人件費」としてまとめて計上いただいて構いませんが、「人件費」に関する説明(投稿のためのデザイン制作、テキスト制作、撮影)を備考欄等にてお示しください。 ・業務の一部(主たる部分を除く。)について外注(再委託)が必要な場合、外注(再委託)先に制約はありませんが、外注(再委託)することについては、本市に対して事前に書面で申請し、本市の書面による承諾を得てください。
3	【実施要領】 P1「2事業の目的」 【仕様書】 P1「2事業の目的」及び P2「4業務内容(2)受注者のWebページ等での記事掲載」	情報発信の際は「既存のwebページ、SNSを媒体とする」とあるが、参加表明時に作成され、すでに投稿がスタートしている媒体の方が望ましいか。	・「若者の嗜好や文化に合わせたコンテンツを発信する既存のwebページ、SNS」等において情報が発信されていることについては「実施要領13(3)審査基準」のとおり評価の対象としているため、参加表明時に投稿がスタートしていることが望ましいです。
4	【実施要領】 P1「2事業の目的」 【仕様書】 P1「2事業の目的」	投稿するSNSまたはweb媒体の投稿では仙台の情報のみが発信されている必要があるか。	・仙台市の情報のみが発信されている必要はありません。
5	【実施要領】 P1「2事業の目的」 【仕様書】 P1「2事業の目的」及び P2「4業務内容(2)受注者のWebページ等での記事掲載」	「若者が本市の施策や若者団体の活動等取材して得られた」ここでいう「本市の施策」とはどういったことを指すのか。「若者団体の活動」の定義とは何か。	・「本市の施策」については、本市として実施する事業を指します。(例:市民協働推進課「若者が活躍するまちづくり」事業) ・「若者団体の活動」については、概ね18歳から39歳までの「若者」(学生・社会人等)が、主体的に取り組んでいるものを指します。
6	【仕様書】 P3「8著作権等の取り扱い」	「本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、発注者に帰属する。」とありますが、委託期間終了後はどのような範囲で制作した情報を利用して良いのか(たとえば本事業で制作した記事は削除する必要があるか、SNS投稿は本事業終了後にかのタイミングでリポストなどしてもよいのかなど)。また、SNSアカウント自体を運営し続けることについては問題がないか。	・本事業において制作された記事は、原則として事業終了後に削除を求めません。掲載に不都合が生じた場合には本市から削除を依頼させていただく場合があります。また、SNS投稿についても、本事業終了後にリポストしていただくことは構いません。 ・本事業では、受注者の既存のwebページ、SNS等を情報発信の媒体と考えておりますので、本事業終了後も既存のSNSアカウントを運営し続けることは差し支えありません。
7	【実施要領】 P2「8契約条件(4)その他」 【仕様書】 P3「6業務委託料の支払い」	学生チームの取材・記事作成等は、報酬(実費の弁償に相当するものを除く。)を伴わないものであること。」とあるが、取材などの性質上謝礼または取材費として飲食代が生じる場合は上限額の範囲内で「取材費」として計上して良いのか。	・取材などの性質上、取材先への謝礼や取材に伴う活動費用として飲食代を「取材費」に計上いただくことは差し支えありません。